

# 十和田市事務事業評価シート

## 【事務事業の概要】

整理番号	②-80	実施計画番号	98	事業開始年度	平成18年度
事務事業名	指定介護予防支援事業			事業終了年度	
担当課名	高齢介護課			事務の種類(選択)	自治事務
根拠法令等	介護保険法第8条の2第18項介護予防支援事業	関連事務事業			
背景や経緯等	要支援1又は2となった高齢者に対し、適切な支援計画を作成し、介護状態の改善又は予防に取り組む。				
事務事業の目的	介護状態の改善と予防を図り、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援する。				
実施状況	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が維持・向上のために介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう関係機関と連絡調整を行っている。				

## 【人件費の推移】

		26年度実績	27年度実績(見込)	28年度予定
正職員	従事者数(人)	1	1	1
	活動日数(日)	120	120	120
	人件費(千円)	4,320	4,320	4,320
正職員以外(選択↓)	従事者数(人)	3	3	3
	活動日数(日)	243	243	243
非常勤職員	人件費(千円)	5,396	5,396	5,396

## 【事業費の推移】

	26年度実績	27年度実績(見込)	28年度予定
事業費合計(千円)	21,316	27,838	24,888

## 【指標】

活動指標	活動指標名①		要支援認定者数			
	計算式等		単位	26年度実績	27年度実績(見込)	28年度予定
			人	409	410	420
	活動指標名②		給付管理数			
	計算式等		単位	26年度実績	27年度実績(見込)	28年度予定
			件	338	340	350
成果指標	成果指標名①		要支援認定者割合			
	計算式等		単位	26年度実績	27年度実績(見込)	28年度予定
	要支援認定者数 ÷65歳以上人口	%	目標値	2.5	2.5	2.5
			実績値	2.26	2.26	2.26
			達成度(%)	90%	90%	90%
	成果指標名②					
	計算式等		単位	26年度実績	27年度実績(見込)	28年度予定
			目標値			
		実績値				
		達成度(%)				

# 十和田市事務事業評価シート

## 【担当課による検証】

ポイント		検証(選択)	評価	点数	合計	検証の理由	
<b>妥当性</b>	① <b>市民ニーズ等から見る妥当性</b> 市民ニーズや時代潮流の変化により、事務事業の役割が薄れていないか	A 薄れていない B 幾分薄れている C 薄れている	A	2	4	<b>存在意義の見直しの余地</b> 0 / 4 指定介護予防事業は地域包括支援センターが事業所としての必須事業となっている。十和田市は直営の地域包括支援センター一箇所になっていることから、行政で実施しなければならない。一人暮らしで家族が近隣にいないために、休日や勤務時間以外等に要支援者の状態変化に対応しなければならないこともまれにできていない。	
	② <b>実施主体である妥当性</b> 行政が実施することが妥当か(民間と競合していないか)	A 妥当である B あまり妥当ではない C 妥当ではない	A	2			
<b>有効性</b>	③ <b>活動指標から見る有効性</b> 活動指標の実績は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2	6	<b>成果向上の余地</b> 0 / 6 高齢者人口に占める要支援認定者の年次推移は減少傾向にある。予防支援計画に一次予防事業(介護予防事業一般高齢者施策)の利用等を積極的に取り入れるなど自立支援にむけて計画を策定し、評価等をしていることから、要支援の申請が抑えられている。	
	④ <b>成果指標から見る有効性</b> 成果指標の目標達成状況は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2			
	⑤ <b>事務事業の見直しの余地</b> 成果を向上・安定させるため、事務事業の見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2			
<b>効率性</b>	⑥ <b>事業費の削減の余地</b> 事務手順の見直しや正職員以外での対応により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2	5	<b>コスト削減の余地</b> 1 / 6 非常勤職員の勤務時間体制を見直したことで、訪問可能な時間が増え、対応できるようになった。今後、包括支援センターの民間委託により、事務の見直しが必要となってくる。	
	⑦ <b>他の事務事業との統合・連携</b> 類似又は関連事業との統合・連携により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2			
	⑧ <b>民間委託等</b> 民間委託・指定管理者・PFI等により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	B	1			
<b>公平性</b>	⑨ <b>受益の偏り</b> 現在の受益は公平か。特定の個人・団体に受益が偏っていないか	A 偏っていない B 多少偏っている C 偏っている	A	2	4	<b>受益者負担適正化の余地</b> 0 / 4 委託先の居宅介護支援事業所の計画について、直営包括支援センターが支援計画が対象者のニーズに対応した適正な内容となっているかを確認し、随時自立支援にむけた支援になるよう助言している。	
	⑩ <b>受益者負担の見直しの余地</b> 現在の受益者負担は適切か。見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2			
<b>現在の適性</b>					19 / 20	<b>改善の余地</b>	1 / 20

## 【点数化による検証】

当該事業の現在の適性は20点中 **19** 点です。

当該事業の改善の余地は20点中 **1** 点です。

## 【担当課長による評価】

当該事業の今後の方向性(選択) ※事業終了年度がH27の場合は回答不要

**現状のまま継続**

### 方向性の理由 ※事業終了年度がH27の場合は回答不要

要支援者に対しては、介護保険法の主旨にのっとり、介護予防の視点から予防給付を中心としたサービスを提供し、利用者とともに生活機能の改善や自立支援に向けた取組みを継続する必要がある。

### 今後の具体的な取組方策と狙う効果 ※事業終了年度がH27の場合は、『事業を実施したことにより今後見込まれる効果』を記載してください。

平成29年4月までには、新しい介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の中で、要支援者に対する通所介護・訪問介護を実施する。そのためにさらに自立支援を念頭に、適切なサービス利用と利用者支援を充実させる。